

平成 27 年度

# 事業計画

自 平成 27 年 4 月 1 日

至 平成 28 年 3 月 31 日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

## 目次

平成27年度事業計画	1
1 安心安全な情報利活用基盤サービスの構築推進と普及	2
(1) サイバーID 証明書 JCAN の普及拡大	2
(2) サイバー法人台帳 ROBINS の普及拡大	2
(3) 番号法対応支援サービスの実施	2
(4) 標準企業コード等登録管理サービスの実施	2
2 電子情報利活用基盤の整備に関する調査研究	3
(1) 情報政策支援に係る調査研究等事業	3
(2) 次世代電子情報の利活用に関する調査研究	4
3 個人情報保護のための認証制度等の運営	5
(1) プライバシーマーク制度の運用	5
4 認定個人情報保護団体の運営	6
(1) 認定個人情報保護団体業務の実施	6
5 情報マネジメントシステム適合性評価制度の運営等	7
(1) 情報マネジメントシステム適合性評価制度の運営	7
(2) 情報マネジメントの推進に関する調査研究等	8
6 電子署名・認証制度における指定調査機関業務の実施等	8
(1) 特定認証業務に係る指定調査機関業務の実施	8
(2) 電子署名・認証に関する調査研究及び普及啓発	8
7 産学官連携による電子情報利活用の推進	9
(1) アドバイザリ会議	9
(2) 次世代電子情報利活用フォーラム	9
(3) g コンテンツ流通推進協議会	9
(4) 次世代パーソナルサービス推進コンソーシアム	9
(5) アイデンティディ (ID) 連携トラストフレームワーク・コンソーシアム	9
8 国際連携及び普及広報活動	10
(1) 国際機関との連携、協力	10
(2) 電子情報利活用セミナー等の開催	10
(3) 事業成果等の情報発信	10

## 平成27年度事業計画

平成27年度において、当協会の事業の柱とする個人情報の保護と利活用に係る制度が大きく変わることとなる。平成27年3月10日に通常国会に提出された個人情報保護法の改正案では、個人情報の定義の明確化、適切な規律の下での匿名加工情報に関する加工方法や取り扱い、個人情報保護指針の作成や届出、公表等を整備する個人情報等の有用性の確保、不正な利益を図る目的による個人情報データベース等提供罪の新設等の個人情報保護の強化、個人情報保護委員会の新設及びその権限、個人情報の取り扱いのグローバル化対応、本人同意を得ない第三者提供への関与（オプトアウト規定）の厳格化、個人情報が5,000件以下の小規模取扱事業者への対応等が改正のポイントとなる。

また、平成25年5月24日に成立したマイナンバー法（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）は、いよいよ、平成27年10月から通知が始まり、平成28年1月から番号の利用がスタートすることとなる。特別法であるマイナンバー法では、個人番号を含む個人情報（特定個人情報）の漏えいにおいては直罰規定が設けられる等、個人情報保護法より厳格な管理が求められている。

このような状況において、法令を順守し適切に個人情報を取り扱っていくためには、プライバシーマーク取得事業者だけでなく、中小事業者を含む多くの一般事業者が、保護マネジメントシステムの重要性を理解し、一層の構築・整備を推進していくことが必要である。当協会としてもこの機を逃さず、関係団体とも連携して積極的な情報発信や普及啓発活動等を展開することとする。

特に、プライバシーマーク制度の運用においては、法改正等に対応したJIS改訂作業への協力や審査基準等の見直しのほか、昨年度、付与事業者において大規模な漏えい事故が発生したことを踏まえて、漏えい事故への迅速な対応や措置のあり方等を中心とした制度運営の見直しを実施する。

重点事業であるサイバーID証明書JCAN及びサイバー法人台帳ROBINSも利用分野を絞った市場開拓により、事業性の方向が見えてきており、引き続き市場開拓に注力する。

## 1 安心安全な情報利活用基盤サービスの構築推進と普及

### (1) サイバーID 証明書 JCAN の普及拡大

「サイバーID 証明書 JCAN」は、主に企業内個人を対象として発行するビジネス用途の電子証明書である。平成 24 年 1 月の事業開始以来、JCAN 証明書を利用するサービスの拡大を図っており、平成 26 年度は 31 社、44 アプリケーションサービスで利用されることとなった。特に電子契約サービスにおいて、市場の拡大に伴い JCAN 証明書の利用が進んでいる。

平成 27 年度は、引き続き電子契約市場の拡大に注力すると同時に、クライアント認証、電子文書や電子メールの完全性・秘匿化等のサービス立ち上げを進める。PDF 署名用電子証明書への対応、ROBINS との連携等の環境整備を実施し、事業の拡大を図る。

### (2) サイバー法人台帳 ROBINS の普及拡大

「サイバー法人台帳 ROBINS」は、企業自身による企業情報の提供と第三者による掲載内容の確認を組み合わせることで、サイバー空間で企業の実在性の確認や属性情報（例えばホームページの URL、メールアドレス等）の入手を可能にするものである。このような特徴や有用性を活かして平成 25 年 7 月の本格運用開始以降、日本行政書士会連合会や全国社会保険労務士会連合会との連携を進めて、ROBINS の知名度向上や掲載数拡大を図ってきた。

平成 27 年度は、「なりすましメール対策（安心マーク）」、「フィッシング詐欺サイト対策・Web 上の偽ブランド対策（ROBINS シール）」の 2 つの応用用途に注力するとともに、全国社会保険労務士会連合会が進める「経営労務診断サービス」との連携および日本行政書士会連合会との連携を進めることとする。

このほか、番号法における法人番号の ROBINS への取り込みや活用についても検討する。

### (3) 番号法対応支援サービスの実施

平成 26 年度より、当協会が蓄積するプライバシーマーク制度及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の審査に係る知見を活かし、番号法において個人番号をその内容に含む個人情報ファイル（特定個人情報ファイル）を取り扱う地方自治体等に義務付けられた特定個人情報保護評価（以下、「PIA」という。）の実施を支援する「JIPDEC 番号法 PIA 支援サービス」を開始した。

平成 27 年度は、引き続き地方自治体への番号法 PIA 支援サービスの提供を行うとともに、新たに民間事業者の個人番号対応について、日本商工会議所等の関係団体とも連携して全国的な普及啓発活動を行う。これらの活動を通じて、プライバシーマネジメントシステムの重要性とプライバシーマーク取得の有効性に係る認識の醸成を図ることとする。また、PIA の実施を希望する民間事業者に向けた PIA の進め方を解説したテキストの提供、研修の実施、特定個人情報保護評価書の点検サービス等も併せて実施する。

### (4) 標準企業コード等登録管理サービスの実施

当協会は、平成元年 4 月から EDI（電子データ交換）に利用する「標準企業コード」の登録・管理を実施し、平成 2 年 11 月からは JISC（工業標準調査会）から移管された OSI（開放型システム間相互接続）による通信で共通に認識しなければならないオブジェクトに対して識別子を付与する

業務も実施している。現在、標準企業コードは 26,246 社、OSI オブジェクトは 124 社（いずれも平成 27 年 2 月末現在）の企業に利用されており、引き続きサービス品質の向上に努めつつ、これらの登録・管理を実施する。

## 2 電子情報利活用基盤の整備に関する調査研究

### (1) 情報政策支援に係る調査研究等事業

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 総合戦略本部）が掲げる情報政策のうち、主にパーソナルデータの保護と利活用に関する事業、公共データの開放、G 空間情報（位置・時間を伴う電子情報の総称）事業を中心に政府の政策実施を支援しつつ、必要となる基盤整備、制度整備等を推進する。具体的には、以下の事業を実施する。

#### ① トラストフレームワークの調査研究（国庫委託事業）

「世界最先端 IT 国家創造宣言」において、「異なる組織間での ID（アイデンティティ）連携やデータ連携のための信頼関係を構築するための ID 連携トラストフレームワーク」のルールや認定制度等の検討及びサンプル実証を行うとともに、それに適した社会システムやサービスの検討を行い、認定制度の適用可能な社会システムやサービスから運用を開始することが謳われている。

また、産業競争力会議においても対面書類撤廃に向けた規制緩和等を中心とする「IT コミュニケーション導入指針（仮称）」などが議論されており、オンラインで完結する方策として ID 連携トラストフレームワークの期待が高まっている。

上記を踏まえ、平成 26 年度に引き続き、ID 連携トラストフレームワークの仕組み作りに関する調査研究を行う。特に個人番号カードの普及を促進し利活用を拡大するため、民間による活用も視野に入れたマイポータル/マイガバメントが議論されており、官民連携では保証レベルの差を考慮した ID 連携やデータ連携を行うことのリスクが課題となっていることから、マイポータル/マイガバメントと連携する民間事業者が、安全に情報を取り扱うことのできる事業者であることを確認するための仕組みについての調査研究に注力して推進する。

#### ② 測位情報の信頼性評価に関する調査研究及び国際標準化の推進

G 空間情報は、事物に関する基本情報であり、「いつでも、どこでも、確実に位置を知ること」を実現することは、わが国が移動体を用いたサービス（LBS : Location Based Services）をはじめとする様々な分野において世界をリードし、国際競争力を維持するために極めて重要である。

その基盤となる測位方式は、近時 GPS（Global Positioning System）ばかりではなく、技術の進展によって無線 LAN や、可視光通信を用いたものなど多岐に渡るようになってきており、屋内外のシームレスなサービスなども可能になってきている。一方で、その測位情報の信頼性（確からしさ）に係る評価軸が存在しないことから、現状提供されるサービスでは、測位情報を『参考値』として利用するに留まっている。

そこで、本事業では測位情報の信頼性に係る定量的な評価指標について、実サービスにおける適用性検証を行い、国際標準化を推進する。

#### ③ 森林情報高度利活用開発事業のうち森林クラウドシステム標準化事業（国庫補助事業）

森林データと花粉データ等を利用し、森林最適化を試みる取り組みが顕在しており、オープンデータの観点からも森林データへの期待は大きい。一方で、森林の有する多面的機能を将来に渡って

持続的に発揮させていくためには、都道府県が作成する「地域森林計画」、市町村が作成する「市町村森林整備計画」及び森林所有者が作成する「森林経営計画」を森林 GIS により連携利活用していくことが求められている。本事業は、地方自治体（都道府県、市町村）が保有する森林情報と、市町村、森林組合等が保有する森林情報を、他の分野にも利活用するため、森林情報に含まれる個人情報取り扱いを整理し、現状の把握とその改善や解決の方向性を取りまとめる。具体的には、平成 26 年度に作成された標準データ形式案及び森林クラウドシステム標準化仕様案・ガイドライン案の検証を実施し、その最適化を行う。

#### ④ 大規模 HEMS 情報基盤整備事業

エネルギーマネジメントによる省エネ・ピーク対策を進める上でのデータ利用について期待が高まっている。例えば、アグリゲーター（エネルギー消費を管理・支援する事業者）が多数のホームエネルギーマネジメントシステム（以下、「HEMS」という。）を大規模な情報基盤によってクラウド管理し、ビッグデータを活用することによって、エネルギーマネジメントサービスに留まらず、生活支援サービスにも結び付け、消費者の受容度の向上を図っていくことなどが挙げられる。

本事業では、家庭部門において実用性の高いエネルギーマネジメントを実現するための大規模な HEMS 情報基盤を構築するとともに、消費者の実際の声を反映したプライバシー上の対応策を検討し、消費者が安心できる電力利用データの利活用環境を整備するための要素を整理する。

#### ⑤ オンラインサービスにおける通知と同意・選択のためのガイドラインの国際標準化

オンラインサービス提供事業者が利用者に提示する利用規約やプライバシーポリシーについては、その内容が「分かりにくい」、「読みにくい」ため、よく理解もせず同意してしまうという同意の形骸化等が指摘されている。その対策の一つとして、経済産業省では、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を平成 26 年 12 月に改訂し、「消費者等本人に対する分かりやすい説明」を実施すべきである旨を追補している。

本事業では、上記の背景のもと、オンラインサービス提供事業者が具体的に「分かりやすい説明」を実施するために必要な事項を整理する。また、その整理された要素を体系化し、オンラインサービス提供事業者が消費者の信頼を得て、消費者が納得した上でサービスを利用することが推進できる指標としての「オンラインサービスにおける通知と同意・選択のためのガイドライン」を作成する。さらに、国内事業者の意見を取りまとめつつ、プライバシーに関連する国際会議へ提案し国際標準化の提案を行う。

#### ⑥ G 空間情報やオープンデータ等の利活用に関する調査研究（国庫委託事業）

オープンデータや IoT (Internet of Things) などを利活用し、地域におけるインバウンドの増加や、ヘルスケア等の地域のデータを利活用したビジネスの創出、2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、G 空間情報を利用するための情報基盤の整備に対する期待が高まっている。また、産業界では、2050 年（日本国内の人口が 1 億人を切る時期）に向けた国土形成のグランドデザインに対応する電子情報利活用の基盤整備（G 空間情報利活用技術やデータ取り扱いに関する制度整備等を含む）についての課題意識も大きい。そこで、G 空間について中長期の観点で技術的・制度的に必要となる措置を整理し、産業界の声をまとめながら、提言・提案を行う。また、実証事業等を通じて、屋内空間の利活用、準天頂衛星システムの利活用等に資する基盤整備を推進する。

## (2) 次世代電子情報の利活用に関する調査研究

電子情報利活用の著しい進展に伴い、新たな規制の枠組みや標準化の検討、セキュリティ技術の

創出等が活発化している。短期では 2020 年東京オリンピック・パラリンピックにおける利活用が主になるが、それ以降の人口減少等を通じて、わが国が成熟社会となる中で、電子情報の利活用に係る観点で必要となる要素を整理することが必要である。そこで、これらの最新の国内外動向を把握しつつ、技術・市場・制度のそれぞれの観点から調査研究を行う。

#### ① パーソナルデータ及び G 空間情報に関する国際標準化の推進

パーソナルデータに関しては、ISO/IEC JTC1（国際標準化を行う ISO と IEC の合同委員会）SC27/WG5 におけるアイデンティティ管理とプライバシー技術の標準化や、同作業部会で策定された ISO/IEC 29100 Privacy Framework の日本工業規格（JIS）化を推進する。また、G 空間情報に関しては、ISO/TC211 において測位情報の信頼性評価の標準化（前記）のほか、「PI-2」の標準化を推進する。

#### ② データの利活用推進

パーソナルデータ、オープンデータ、ビッグデータ等のデータ利用を巡る政府、事業者の取り組みや、国際的な動向を調査・把握し、政策提案やその具体化支援を行うとともに、Web メディア等と連携してデータの安全な取り扱いと利活用に係るバランスが取れた議論がなされるように情報発信に努める。

### 3 個人情報保護のための認証制度等の運営

#### (1) プライバシーマーク制度の運用

日本工業規格 JIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム—要求事項）を審査基準として、平成 10 年 4 月から運用を開始したプライバシーマーク制度は、平成 27 年 2 月末現在、プライバシーマーク付与事業者（以下、「付与事業者」という。）の有効事業者数が 13,983 社に達し、わが国の個人情報保護の推進に重要な役割を果たす制度として認知され、海外からも注目を集めるに至っている。

平成 27 年度は次の活動を通じて、プライバシーマーク制度の適正な運営を行う。

#### ① 審査機関等との連携

プライバシーマーク指定審査機関 18 機関及びプライバシーマーク指定研修機関 4 機関と連絡会等の開催などを通じ相互に協力しながら、事務局、苦情相談・事故対応、審査及び研修の各々に関する体制の整備・充実など、全工程に係る業務効率と信頼性の向上を目標に制度運用の改善に取り組む。特に、今年度は個人情報保護法の改正に対応した JIS の改訂が予定されることから、プライバシーマーク制度の審査基準への反映の検討にも着手し、審査機関等とも連携しつつ制度の安定運営の実現に注力する。

#### ② 付与事業者の満足度の向上及び申請事業者の増加促進

審査業務の効率化など制度運営に関する不断の見直しを行うとともに、付与事業者に対する「JIPDEC プライバシーマークフォーラム」や研修会、セミナーの開催等を通じ、個人情報保護マネジメントシステム（PMS）運用等に資する情報の発信と提供の強化を図る。

特に、大規模漏えい事故の発生によって社会全体に個人情報保護への関心が一層高まっていることを受け、各種対策事例や具体的な管理策の情報提供、保護法改正やマイナンバー制度に基づく番号利用における法令を順守した対応策を積極的に情報発信する。これらの普及活動を通じ、付与事

業者の満足度向上と更新率の維持・向上の促進、及び現在申請予定の新規事業者の申請促進を図り、プライバシーマーク制度の一層の定着、拡大に努めていく。

### ③ プライバシーマーク制度の認知度向上

プライバシーマーク制度のホームページの充実を図るほか、プライバシーマーク申請予定事業者に対しては、構築から運用に係るセミナーと PMS 構築相談室による個別相談対応の両輪で事業者の新規申請促進に向けた活動を拡充し、プライバシーマーク制度の正しい理解と PMS 構築運用支援に取り組むほか、経済団体及び消費者団体等関係機関や地方自治体等が主催するセミナー等に講師派遣を行い、広く認知度向上に取り組む。

### ④ 関連制度の調査及び国際連携

ISO/IEC（国際標準化機構/国際電気標準会議）におけるプライバシーに関連する規格の検討状況や、EU（欧州連合）の個人データ保護指令の改正状況（個人データ保護規則（案））についての情報把握に努めるほか、海外での個人情報保護に関連する認証制度及び運営機関の動向を把握し、プライバシーマーク制度への影響や今後の対応を検討する。

### ⑤ プライバシーマーク審査員の評価・登録

プライバシーマーク審査員（以下、「審査員」という。）の質的向上と審査レベルの均質化を目的とするプライバシーマーク審査員登録制度への登録者総数は、平成 27 年 2 月末現在、主任審査員 310 名、審査員 263 名、審査員補 636 名で、合計 1,209 名であり、また、単年度で見ると、同 2 月末現在、新規登録申請者からの「初回登録申請」は 83 名、既登録者からの「更新登録申請」は 195 名、格上登録希望者からの「格上登録申請」は 40 名となっている。

平成 27 年度も引き続き、「初回登録申請」「更新登録申請」「格上登録申請」などの評価、登録業務を円滑に実施する。

## 4 認定個人情報保護団体の運営

### (1) 認定個人情報保護団体業務の実施

当協会は、経済産業大臣及び総務大臣から、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「保護法」という。）に基づく認定個人情報保護団体の認定を受けている。

認定個人情報保護団体は、保護法に規定される ①対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理、②対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての情報提供、③その他、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務を行うこととなっており、対象事業者は、プライバシーマーク取得事業者のうち、当協会の認定業務の対象となることに同意した事業者で、その数は、平成 27 年 2 月末現在で 9,612 社である。

一方、わが国は、平成 26 年 4 月にアジア太平洋経済協力（APEC）の越境プライバシールール（CBPR）システムへの参加が承認され、これを受けて経済産業省は平成 26 年 6 月に「認定個人情報保護団体の認定の申請等の手続についての指針」を改正し、認定個人情報保護団体の業務に CBPR システムの認証機関であるアカウントビリティ・エージェント（AA）の業務が追加された。

当協会は、平成 26 年 11 月、経済産業省に認定個人情報保護団体申請書類記載事項変更届を提出し、AA としての申請を行った。平成 27 年度は、従来の苦情処理、情報提供等に加えて AA としての CBPR 認証業務を APEC の承認を得て適切に実施する。



## 5 情報マネジメントシステム適合性評価制度の運営等

### (1) 情報マネジメントシステム適合性評価制度の運営

わが国産業界等への情報セキュリティマネジメント定着のため、ISMS (Information Security Management System) 適合性評価制度、ITSMS (Information Technology Service Management System) 適合性評価制度、BCMS (Business Continuity Management System) 適合性評価制度、及び CSMS (Cyber Security Management System) 適合性評価制度の4つの評価制度の運営を実施するほか、制度の普及促進を図るためのユーザズガイドの策定や制度説明会等の啓発活動を実施する。

#### ① ISMS 適合性評価制度の運用

企業、組織における情報セキュリティを継続的に維持、向上させることを目的とする ISMS は、国際規格 ISO/IEC 27001 (JIS Q 27001) 及び ISO/IEC 27006 (マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項) をベースに、現在、ISMS 認証審査を行う「認証機関」を 26 機関、「ISMS 要員認証機関」1 機関を認定しており、ISMS 認証取得組織数は 4,593 (平成 27 年 2 月末現在) となっている。

平成 27 年度も引き続き、新規の申請機関及び認定した認証機関の認定審査 (更新、サーベイランス、特別)、登録業務を実施するとともに、改訂版 JIS Q 27001 の発行に伴う認証基準の差分に対する移行措置を実施する。また、認証機関や認証取得組織等に対して、制度のより一層の信頼性の確保、定着のための活動 (MS 認証信頼性向上イニシアティブ) や、マネジメントシステム規格の国際的対応を図るための標準化活動及び PAC/IAF (太平洋認定協力機構/国際認定フォーラム) との相互連携による国際相互承認等の活動を推進する。

#### ② ITSMS 適合性評価制度の運用

企業、組織における IT サービス運用管理の品質を継続的に維持、向上させることを目的とする ITSMS は、国際規格 ISO/IEC 20000-1 (JIS Q 20000-1) 及び ISO/IEC 27006 をベースに、現在、8 認証機関を認定しており、ITSMS 認証取得組織数は 187 (平成 27 年 2 月末現在) となっている。

平成 27 年度も引き続き、認定の対象となる認証機関の認定審査、登録業務を実施する。

#### ③ BCMS 適合性評価制度の運用

企業、組織における事業継続能力を継続的に維持、向上させることを目的とする BCMS は、国際規格 ISO 22301 (JIS Q 22301) をベースとして、現在、6 認証機関を認定しており、BCMS 認証取得組織数は 81 (平成 27 年 2 月末現在) となっている。

平成 27 年度も引き続き、新規の申請機関及び認定した認証機関の認定審査、登録業務を実施する。

#### ④ CSMS 適合性評価制度の運用

企業、組織における制御システムのセキュリティを継続的に維持、向上させるための CSMS は、国際規格 IEC 62443-2-1 (組織に対するセキュリティマネジメントシステムの要求事項) をベースに、現在、2 認証機関を認定しており、CSMS 認証取得組織数は 2 (平成 27 年 2 月末現在) となっている。

当該制度は昨年度から運用を開始したこともあり、まだ十分に認知度が浸透していないことから、重要インフラ事業者を対象とした制御システムのセキュリティ向上に向けた普及啓発活動を中心に展開し、認証機関及び取得組織の拡大を図る。

## (2) 情報マネジメントの推進に関する調査研究等

### ① IT資産マネジメントシステム（ITAMS）に関する実証調査

IT資産管理（ITAM）は、企業、組織におけるITサービスの品質向上や情報セキュリティの強化に有効であり、平成27年度も引き続き、ITAMSを促進するための国際規格の提案とともに、普及啓発活動を実施する。

### ② 統合マネジメントシステムに関する調査研究

ISOでは、ISOマネジメントシステム規格（ISO MSS）の上位構造（HLS）、共通テキスト（要求事項）及び共通用語、定義を開発し、ISO 9001（品質マネジメントシステム）、ISO 14001（環境マネジメントシステム）、ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）等のISO MSSの整合性を確保することが検討されている。これに伴い、今後、2つ以上のマネジメントシステムを1つに統合した「統合マネジメントシステム（統合MS）」による審査が普及していくと考えられるため、本調査において、組織における統合MSを実現するためのビジネスモデルを実証するための検討を実施する。

平成27年度は、統合MSの普及状況の現状調査を行うとともに、その構築、運用及び監査／審査における課題について検討を行う。

## 6 電子署名・認証制度における指定調査機関業務の実施等

### (1) 特定認証業務に係る指定調査機関業務の実施

「電子署名及び認証業務に関する法律」（以下、「電子署名法」という。）に基づき、当協会は主務大臣（法務省、総務省、経済産業省）から特定認証業務の認定に係る指定調査機関として指定されている。平成27年2月末日現在、国が認定する特定認証業務12業務について引き続き電子署名法で定める設備要件、利用者の真偽確認に関する要件、業務運用要件等への適合性に関する調査を実施し、その結果を主務大臣に通知する。

### (2) 電子署名・認証に関する調査研究及び普及啓発（国庫委託事業）

特定認証業務の調査機関として蓄積された専門的知見等を基に、特定認証業務を行う者及びその利用者等からの問い合わせ、相談等による情報の提供、助言、その他の援助を行うほか、電子署名に関する正しい理解を深めるため、Web等による情報の提供を行う。

また、電子署名法の認定に係る基準とその運用に関する課題など、当該制度運用の向上に資する検討を実施する。

## 7 産学官連携による電子情報利活用の推進

### (1) アドバイザリ会議

産学官の様々な分野の有識者による意見交換の場として「アドバイザリ会議」を引き続き設置し、当協会が実施している各種事業や今後取り組むべき課題について議論を行う。

### (2) 次世代電子情報利活用フォーラム

当協会の事業プログラム制度に参加する企業や賛助会員など、多様な業種にわたる企業の参加を得て、新たな電子情報の利活用に関する検討を行っている。平成 27 年度は、IoT などのデータ利活用、個人情報保護法改正や個人番号導入への事業者対応等、産業界に影響があり関心の高いテーマを設定して、意見交換を行うとともに必要に応じて調査研究を行う。

### (3) g コンテンツ流通推進協議会

G 空間情報を含むコンテンツ（g コンテンツ）の流通環境整備に関心を有する企業等の声をまとめ、「地理空間情報活用推進基本計画」等の地理空間情報に係る政策や「世界最先端 IT 国家創造宣言」などの政策の推進にあたっての提案を積極的に行うほか、会員間の情報交流、調査研究、また G 空間 EXPO2015 やアイデアソン、ハッカソン等の地理空間情報関連行事への参加や協力など普及啓発活動を行う。また、政府が策定する戦略等に関する意見交換会を随時実施し、産官交流を促進するなど産業界からの意見の集約、発信を行う。

### (4) 次世代パーソナルサービス推進コンソーシアム

プライバシーに配慮しつつパーソナルデータを安心・安全に利活用するサービスの振興に関心を有する企業等の声をまとめ、パーソナルデータの処理方法や制度整備に関する検討を行うとともに、政策提案や普及啓発活動を行う。また、関係団体と連携し、個人情報保護法改正や個人番号導入への対応等に関する意見交換を行い、意見集約と発信を行う。

### (5) アイデンティティ（ID）連携トラストフレームワーク・コンソーシアム

プライバシーに配慮しつつ本人同意に基づいたパーソナルデータの事業者間連携・利活用を行い、オンライン完結社会を実現する仕組みである ID 連携トラストフレームワークの整備推進に関心を有する企業等で組織する ID 連携トラストフレームワーク・コンソーシアムを新たに設置し、トラストフレームワークを整備し普及していく上での諸課題について調査検討を行うとともに普及啓発活動を行う。

以上のほか、システム監査学会事務局業務など民間活動の運営に引き続き協力する。

## 8 国際連携及び普及広報活動

### (1) 国際機関との連携、協力

当協会が実施する個人情報保護分野の関連規格(ISO/IEC JTC1/SC27)の検討に参加するほか、ISO/TC154 国内審議団体として日付時刻の表記等の国際標準化検討に協力する。このほか、マネジメント認証の国際組織 IAF や PAC のメンバー組織としての活動、国際機関との連携、協力を積極的に展開する。

### (2) 電子情報利活用セミナー等の開催

協会の賛助会員など次世代電子情報利活用フォーラムに参加する企業、団体を対象に、セミナー、情報交流会などを開催するほか、時宜に適したタイムリーなテーマを選定した講演会を実施する。

### (3) 事業成果等の情報発信

協会ホームページを通じての活動状況などの情報発信に加え、情報分野で比較的利用ニーズの高い統計データや最新の調査データを編集して **JIPDEC IT Report** として提供する。このほか、JIPDEC メールマガジン（毎月 25 日頃配信）やニュースリリースによる事業活動のタイムリーな公表、事業成果等の関連情報の提供等の情報発信を通じて協会の活動状況や成果の周知に努める。

特に、平成 27 年度では個人情報保護法の改正、個人番号および法人番号の利用開始により、個人情報保護に対する企業、消費者の関心が高まることが期待されることから、その啓発と併せて、当協会が実施するプライバシーマーク制度に係る広報をマスメディア等を活用して実施することとする。